

浦添市ウェイトリフティング協会

1 設立年日

平成9年(1997年)4月1日

2 設立経緯

ウェイトリフティング競技は、古代オリンピックから正式種目として採り入れられた。古い歴史を持っている競技である。

沖縄県のレベルは非常に高く多くの全日本選手、五輪日本代表選手を輩出している。代表選手として、ロサンゼルス、ソウル五輪日本代表の平良朝治選手を始め、4人の五輪選手が誕生している。

浦添市においては、あまり知られていない競技である。しかし、ウェイトリフティングをとおして青少年健全育成、市民の健康体づくりを目的として協会が設立された。

3 歴代会長

(1) 会長

又吉正信

平成9年(1997年)～現在

(2) 副会長

川畑一男

平成9年(1997年)～現在

金城勉

平成14年(2002年)～現在

(3) 理事長

長岡司

平成9年(1997年)～現在

(4) 副理事長

宮城政章

平成9年(1997年)～現在

(5) 事務局

照屋智康

平成9年(1997年)～現在

4 年間の行事

3月 市郡対抗選手権大会

6月 総会

7月 海邦国体記念ウェイトリフティング大会

8月 国民体育大会選手選考会

9月 個人選手権大会

11月 沖縄県民体育大会

5 現在の競技人口、加盟団体

(1) 競技人口

一般・・・56名

高体連・・・112名

(2) 加盟団体

現在募集中です。

6 体育功労賞

嘉陽宗健(平成2年)

優秀選手賞

比嘉敏彦(平成7年・8年・9年・11年)

比嘉良則(平成7年)

宮城政章(平成7年・8年)

長岡司(平成8年)

知花達(平成11年・12)

7 大会での主な成績

沖縄県民体育大会成績

第47回(平成7年)・・・団体2位

第48回(平成8年)・・・団体3位

第49回(平成9年)・・・団体3位

第50回(平成10年)・・・団体2位

第51回(平成11年)・・・団体2位

第52回(平成12年)・・・団体2位

第53回(平成13年)・・・団体4位

第54回(平成14年)・・・団体4位

8 今後の課題と展望

本協会の課題についてまず競技普及活動であ

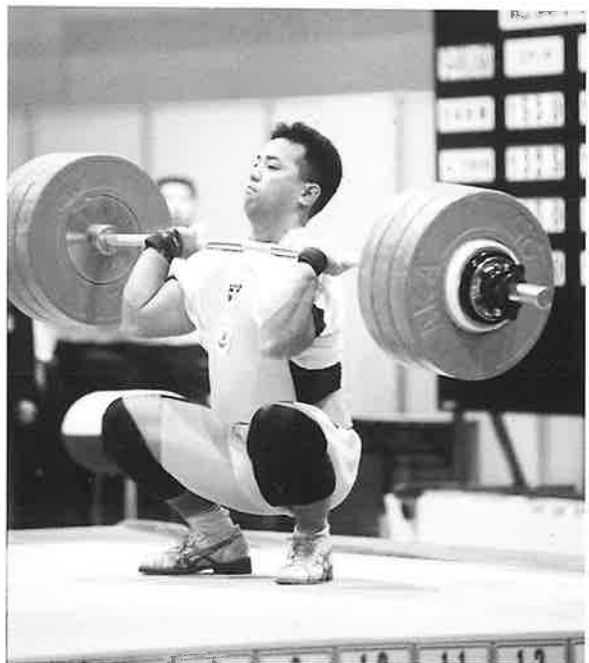
る。また、選手強化、指導者の養成、さらに、競技を熟知した指導者で選手指導に寄り近い将来、てだこの街浦添から全日本選手、また、五輪代表選手を育成輩出出来る協会を強化していきたい。

また、競技施設の整備も大変重要な課題である。浦添市体育協会の協力も頂き競技者が十分に練習できる環境をつくり上げたいと考えている。

活動スナップ紹介



大会終了後の記念スナップ



比嘉敏彦選手



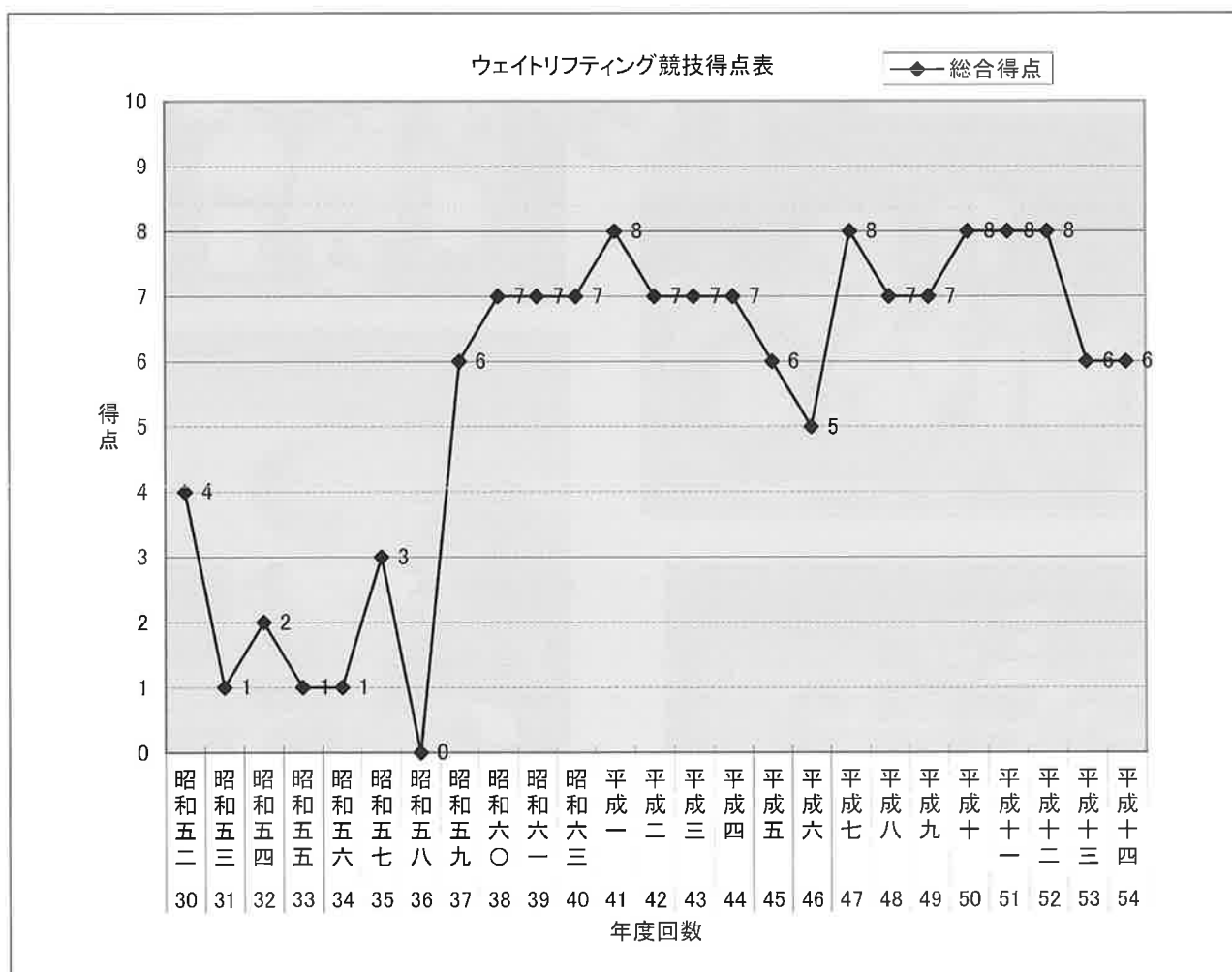
宮城政章選手

沖縄県民体育大会における浦添市選手団の成績

ウェイトリフティング競技

昭和52年競技開始

回	年	元号	市成績	回	年	元号	市成績
30	1977	昭和52	4	43	1991	平成3	7
31	1978	昭和53	1	44	1992	平成4	7
32	1979	昭和54	2	45	1993	平成5	6
33	1980	昭和55	1	46	1994	平成6	5
34	1981	昭和56	1	47	1995	平成7	8
35	1982	昭和57	3	48	1996	平成8	7
36	1983	昭和58	不参加	49	1997	平成9	7
37	1984	昭和59	6	50	1998	平成10	8
38	1985	昭和60	7	51	1999	平成11	8
39	1986	昭和61	7	52	2000	平成12	8
40	1988	昭和63	7	53	2001	平成13	6
41	1989	平成元	8	54	2002	平成14	6
42	1990	平成2	7				



浦添市ウェイトリフティング協会規程

第1章 総則

第1条 本協会は浦添市ウェイトリフティング協会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は事務所を事務局所在地に置くことができる。

第3条 本会は理事会の議決を経て浦添市内に地区支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は浦添市内におけるウェイトリフティング界を総括し代表する団体としてウェイトリフティングの健全なる発展と普及を図ると共に各スポーツ団体と連携を緊密にし市民の体力の向上とスポーツ精神を養い併せて相互の親睦を図ることを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ウェイトリフティングの競技の普及発展を図ること。
- (2) ウェイトリフティングに関する調査・研究及び教育指導をすること。
- (3) ウェイトリフティングに関する情報又は資料を収集し必要あるときはこれを提供する。
- (4) 沖縄県ウェイトリフティング協会に加盟しその事業に参画すること。
- (5) 浦添市下における各種競技会の主催及び主管に関すること。
- (6) 意見をまとめこれを加盟団体及び行政庁に具申し又は建議すること。
- (7) 選手役員を派遣するにあたり必要がある場合はその経費の一部又は全額を負担すること。
- (8) 賞罰に関する審査を行うこと。
- (9) 前条項の他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第3章 組織

第6条 本会は浦添市に所在するウェイトリフティング、リフターを志す者と、本会の趣旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 役員及び選手
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し本会の事業を援助する個人及び団体
- (3) 特別会員 特別功労者又は貢献した者であって理事会の推薦を経て会長が委嘱した者

第7条 本会の会員になろうとする者は理事会の承認を経なければならない。

第8条 本会の正会員及び賛助会員は別に定めるところにより4月末日まで

に会費及び年会費を納入しなければならない。（中途入会者は入会時に年会費を納入する）

第9条 本会の会員は次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡
- (4) 原則として、会費及び年会費を2年以上滞納した場合。

第10条 会員が退会しようとする時は、理由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。

第4章 役員

第11条 会員は次の役員を置く。

- | | |
|-------|------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 5名以内 |
| 理 事 長 | 1名 |
| 副理事長 | 2名以内 |
| 理 事 | 若干名（25名以内） |
| 事務局長 | 1名 |
| 会計理事 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名以内 |

第12条 会長、副会長は、理事会の互選により選出しその他の役員及び事務局員は理事会の議決により会長が委嘱する。

2 会長、副会長は、就任と同時に理事になる。

第13条 会長は本会を代表しその会務を掌握する。

2 副会長は会長を補佐し会長不在の場合は会長の定めた順位によりその職務を代行する。

3 理事長は理事会の決議に基づき会務を掌握する。

4 副理事長は理事長を補佐し理事長不在の場合はその職務を代行する。

5 理事は理事会を組織し会務を審議決定する。

6 監事は本会の会務を監査する。

7 会計は本会の会計に関する事務を処理する。

8 事務局長は理事長の命を承け所轄事務を処理する。

第14条 本会は顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 相談役は会議に出席して意見をのべることができる。

4 顧問及び相談役は重要な会務に関して会長の諮問となる。

第15条 本会は役員任期を2年とする。ただし再選を妨げない。

2 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了においても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第16条 顧問及び相談役の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

第5章 会議

第17条 総会は会長が招集してその議長となる。

2 理事会は必要に応じて会長が招集してその議長となる。

3 総会は通常総会は毎年1回招集する。ただ

し会長が必要と認めるとき又は理事3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合会長は、臨時に招集しなければならない。

4 総会は理事会をもって総会にかえることができる。

第18条 総会は会員の2分の1以上出席しなければ会議を開き議決することはできない。

2 総会に出席できない場合は会長又は他の会員に議決権を委任することができる。

第19条 理事会は理事の2分の1以上出席できなければ会議を開き議決することはできない。

2 理事会に出席できない場合は会長又は他の会員に議決権を委任することができる。

第20条 総会は次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) その他必要な事項

第21条 総会の議決については出席者の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長がこれを定める。

第22条 すべての会議には議事録を作成し議長が指名した署名人が署名押印すること。

第23条 理事会は必要に応じて会長が招集して、会長が議長となる。

2 理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合会長は、招集しなければならない。

3 理事会の議決は出席理事の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長がこれを定める。

第24条 理事会は次の事項を決議する。

(1) 事業計画

(2) 予算、決算

(3) 規約の改正

(4) 会費に関する事項

(5) 記録に関する事項

(6) その他重要な事項

第6章 専門委員会

第25条 本会は事業遂行上必要な専門委員会を

設けることができる。

2 専門委員会の構成及び運営については理事会で決める。

第7章 資産・会計

第26条 本会の収入は次のとおりとする。

- (1) 登録費（年会費）
- (2) 賛助会員費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第27条 本会の事業遂行に必要とする経費を一部又は全部協会の資産をもって支弁する。

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

第29条 本会の予算は毎会計年度開始前に理事会の承認を経なければならない。

第30条 本会の収支決算は会計年度終了後監事の監査を受け1ヶ月以内に総会の承認を経なければならない。

第8章 雑則

第31条 本規約を改廃する場合は理事会の決議を経なければならない。

第32条 本規約は平成9年4月1日より施行する。